

地域における事業者間連携による自律的取組に係る支援 支援規程

令和2年11月30日

（目的）

第1条 この規程は、株式会社オーエムシー（以下「OMC」という。）が行う、国土交通省自動車局との契約に基づく支援手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（支援の対象、支援の上限額）

第2条 OMCは、地域における事業者間連携による自律的取組を行おうとする者（以下「支援事業者」という。）に対し、取組の実施に必要な経費のうち、支援の対象としてOMCが認める経費について、予算の範囲内で支援する。

（支援の申請）

第3条 支援を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による支援申請書にOMCが定める書類を添付して、OMCが別に定める時期までに提出しなければならない。

（支援の決定）

第4条 OMCは、前条の規定による支援申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、支援すべきものと認めたときは、別に定める時期に支援の決定・公表を行い、様式第2による支援決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、OMCは、適正な支援を行うため必要があると認めるときは、支援の申請に係る事項につき修正を加えて支援決定を行うことができるものとする。

2 OMCは、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

（支援の条件）

第5条 OMCは、支援を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- （1）支援事業者は、本規程、支援の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって取組を行うべきこと。
- （2）支援事業者は、第6条の規定に基づく当該支援の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、速やかにOMCに報告すべきこと。
- （3）支援事業者は、第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめOMCの承認を受けるべきこと。
- （4）支援事業者は、取組が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は取組の遂行が困難となった場合においては、第8条の規定に基づき速やかにOMCに報告し、その指示を受けるべきこと。
- （5）支援事業者は、OMCが取組に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る取組の実

績が支援の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、OMCの指示に従うべきこと。

- (6) 支援事業者は、OMCが第12条第1項の規定による支援の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 支援事業者は、OMCが第12条第4項の規定による支援額の全部又は一部の返還を請求したときは、OMCが指定する期日までに返還すること。
- (8) 支援事業者は、OMCが支援の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (9) 支援事業者は、取組終了後、OMCの指示に従い、取組の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第6条 第4条第1項の規定による支援の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る支援の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による支援申請取下げ届出書をOMCに提出し、その承認を得なければならない。

(計画変更等の承認等)

第7条 支援事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による取組計画変更承認申請書をOMCに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 取組の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 取組目的に変更をもたらすものではなく、かつ、支援事業者の自由な創意により、より能率的な支援目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 支援目的及び取組能率に関係がない取組計画の細部の変更である場合

(2) 取組の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 OMCは、前項に基づく取組計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該支援事業者に通知するものとする。

3 OMCは、前項の承認をする場合において、必要に応じ支援の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(事故の報告)

第8条 支援事業者は、取組が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は取組の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による取組事故報告書をOMCに提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 支援事業者は、取組が完了（取組の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了の日（取組の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して10日以内又はOMCが定める期日のいずれか早い日までに、様式第6による取組実績報告書をOMCに提出しなければならない。

2 支援事業者は、前項の場合において、やむを得ない理由により様式第6による取組実績報告書の提出が遅延する場合には、あらかじめOMCの承認を受けなければならない。

(支援の額の確定等)

第10条 OMCは、支援事業者から第9条第1項の取組実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る取組の成果が支援の決定の内容(第7条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合するものかを確認し、適合すると認めるときは、支援事業者に対し支援の額を確定し、様式第7による支援金額確定通知書により支援事業者に速やかに通知するものとする。

(支援の額の支払)

第11条 OMCは、前条の規定により支援の額を確定した後に、支援事業者に対して支援の額を支払うものとする。

2 支援事業者は、前項の規定により支援の額の支払を受けようとするときは、様式第8による支援金額精算払請求書をOMCに提出しなければならない。

(支援決定の取消し等)

第12条 OMCは、第7条第1項第2号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第4条第1項の規定による支援の決定の全部若しくは一部を取消し、又は支援の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 支援事業者が、本規程又は本規程に基づくOMCの指示に違反した場合

(2) 支援事業者が、支援の額を取組以外の用途に使用した場合

(3) 支援事業者が、取組に関して不正、その他不適當な行為をした場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、支援の決定後に生じた事情の変更により、取組の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、第10条に規定する支援の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 OMCは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに支援事業者に通知するものとする。

4 OMCは、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関して既に支援の額が支払われているときは、期限を付して当該支援の額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 OMCは、前項の規定に基づく支援の額の返還を請求しようとするときは、返還すべき額を、速やかに支援事業者に通知するものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第13条 支援事業者は、取組の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、取組の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏洩してはならない。

2 本条の規定は支援の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(その他の必要な事項)

- 第14条 OMCは、支援の実施にあたって、支援事業者から提出され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びOMCが業務契約等を締結するすべての者に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。
- 2 この規程に定めるもののほか、支援に関するその他必要な事項はOMCが別に定める。